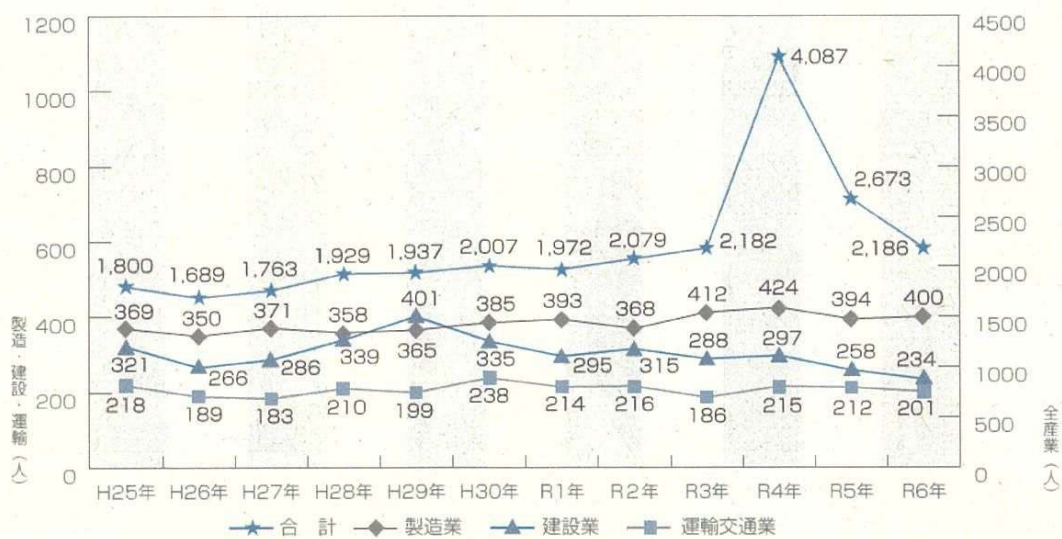


災害発生状況について

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働災害発生状況 熊本県内

03 労働災害（休業4日以上）の推移



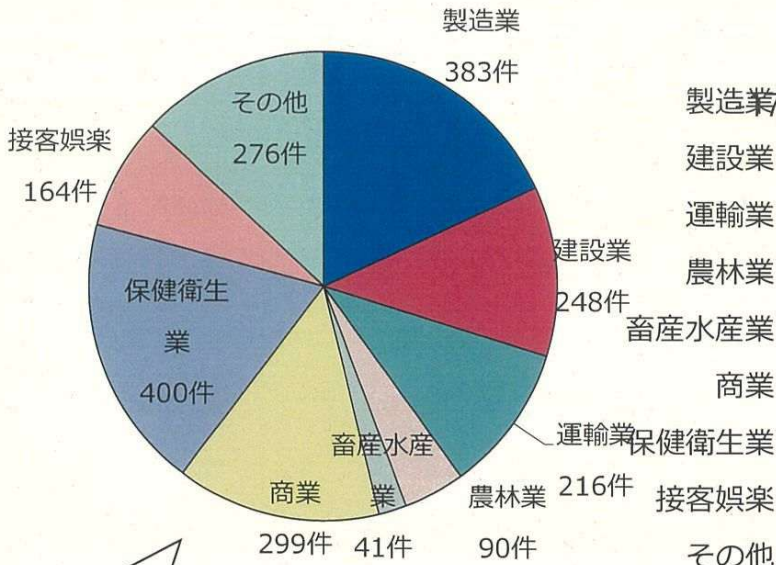
出典：熊本における労務災害の現況 P.3

NEXT PAGE

コロナを抜いて、前年比で見てみよう。

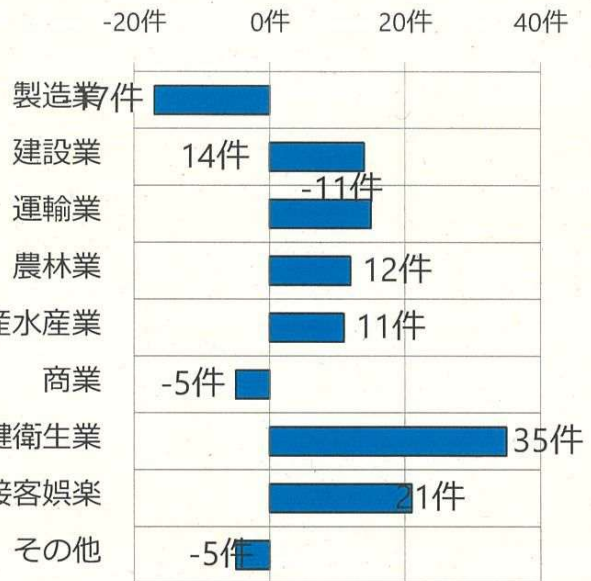
労働災害発生状況 熊本県内

令和7年確定値



合計 2,117件
前年比 +81件

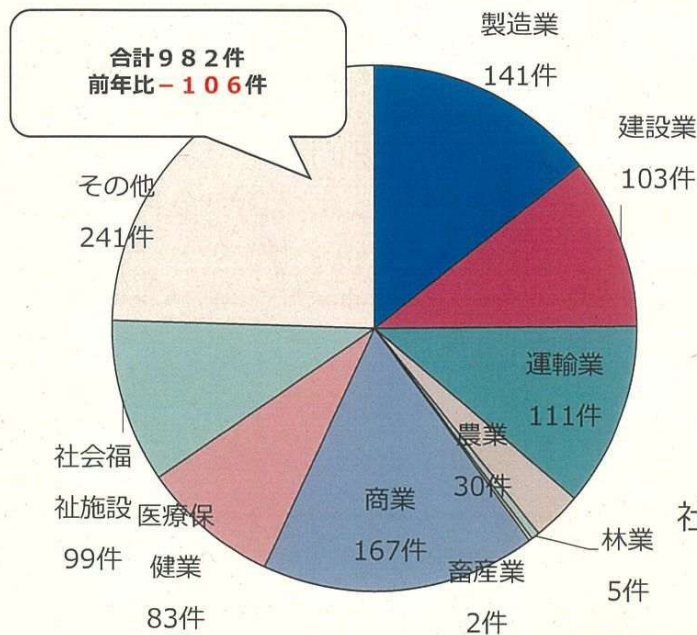
対前年比



死亡件数：15件（前年：6件）

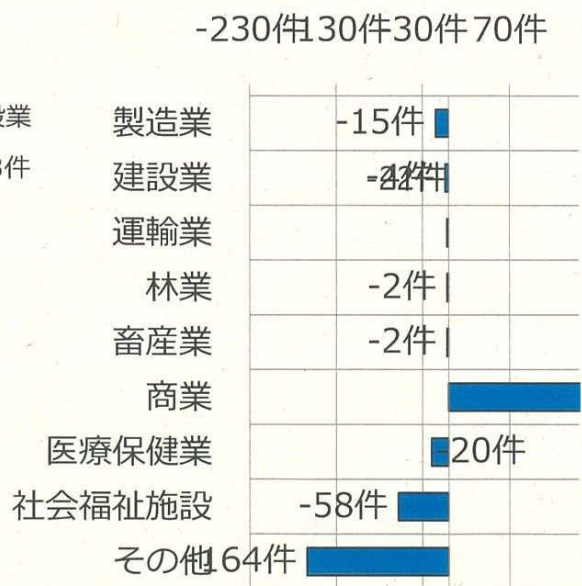
労働災害発生状況 熊本労働基準監督署管内

令和7年確定値



合計 982件
前年比 -106件

対前年比



死亡件数：5件（前年：2件）



しかし、

令和8年4月時点の熊本県内の



死亡災害が急増



5

令和7年 熊本県内の死亡災害の現状

熊本県内の令和7年の建設業における死亡災害は、4月末時点で4人（前年同期0人）となっており、大変憂慮すべき事態となっています。また、4人のうち3人が土木工事業においてのものです。

このため、熊本労働局では、建設業、特に土木工事業における労働災害防止対策を徹底するため、特に留意いただきたい事項を裏面のとおり取りまとめました。

各事業場においては、安全衛生活動の点検をお願いします。

熊本労働基準監督署管内の死亡事故 5件

（集計期間：令和7年1月から12月末の期間）

業種	事故の型	起因物	事故の詳細	現場
木材伐出業	激突され	立木	作業員が伐木した伐倒木が被災者の頭部に激突した。被災者は伐倒木の倒れた先で別の伐倒木の枝打ち作業に従事していた。	山都町
建設業 （河川土木工事業）	倒壊、崩壊	建築物、構築物	被災者らがコンクリート擁壁の根本付近の型枠材をハンマーで叩いたところ、被災者側にコンクリート擁壁が倒れてきて、下敷きになったもの。	山都町
農業	その他、転倒	その他の一般動力機械	農作業中、斜面で被災者とトラクターが同時に横転し、下敷きになった。	山都町
建設業 （道路建設工事業）	2m以上からの墜落・転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	自社の倉庫解体作業中に屋根のスレートを踏み抜いて落下した。	上益城郡

6

令和7年 熊本県内の死亡災害の現状（建設業にフォーカス）



令和7年
熊本県内労働災害
死亡災害 15件



①建設機械に轢かれる。

発生月：1月
業種：土木工事業
年齢：60代
事故の型：激突され
起因物：車両系建設機械
(ドラグ・ショベル)

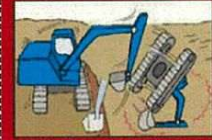
●災害発生状況
工場敷地内の整地工事において、手工具により地ならし作業を行っていた労働者が、後進してきたドラグ・ショベルに激突されたもの。



②建設機械とともに転落する。

発生月：2月
業種：その他の建設業
年齢：60代
事故の型：墜落・転落
起因物：車両系建設機械
(ドラグ・ショベル)

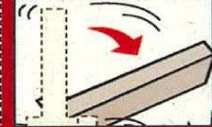
●災害発生状況
くり畑で横転したドラグ・ショベルのヘッドガードと運転席の間に被災者が横わっているところを発見され、死因は外傷性のものであった。



③型枠の取り外し作業中、コンクリート擁壁が倒壊し下敷きとなる。

発生月：4月
業種：土木工事業
年齢：20代
事故の型：崩壊・倒壊
起因物：建築物・構築物

●災害発生状況
2人でコンクリート擁壁を挟み込み、根本付近の型枠材をハンマーで叩いていたところ、被災者側にコンクリート擁壁が倒壊し下敷きとなる。



④深さ3mの掘削箇所にて作業中、土砂崩壊が発生し生き埋めとなる。

発生月：4月
業種：土木工事業
年齢：50代
事故の型：崩壊・倒壊
起因物：地山・岩石

●災害発生状況
造成工事において掘削作業中、深さ3~4mの掘削箇所に入っていたところ、片側切面の土砂が崩壊し2名が被災し、うち1名が生き埋めとなり死亡。



死亡災害の事例紹介 過去の災害から学ぼう その1

事故の概要

不整地運搬車で土砂運搬するため、配管（鋼管）の下を後退で潜り抜けた際に、頭部を鋼管と車両の手すりの間に挟まれたもの。

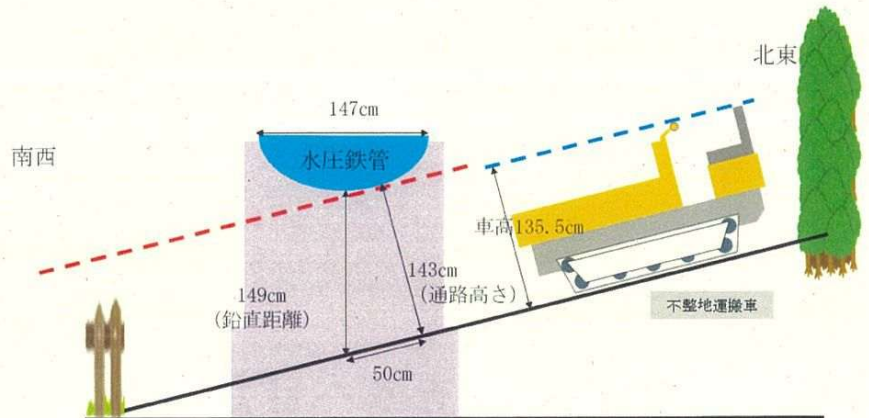
不整地運搬車の運転席は外部にあり、通常の姿勢では車高から上半身がはみ出していた。



災害の事例紹介 過去の災害から学ぼう その1

事故の原因その1 物理的に高さがギリギリ

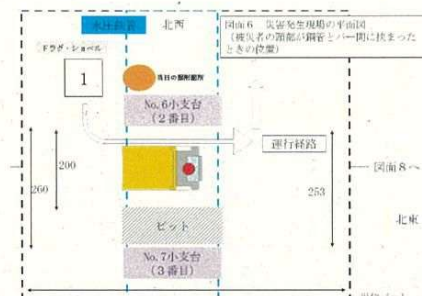
余剰8cmの隙間しかない状態で搭乗
席から体を取めることは可能か？



事故の原因その2

通行可能かどうかの検証や運行計画
を定めず、ぶっつけ本番で通行させた。

上の障害物や傍のピットが気になる、
運転姿勢も安定しない状況で、いきなり
通行するのは正しい選択なのか？



9

死亡災害の事例紹介 過去の災害から学ぼう その1

事故の再発防止対策

不可抗力？

必然？

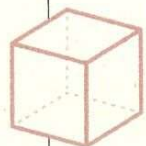
1. 重機の作業計画を定めること。

- 荷役機械（不整地運搬車、フォークリフトなど）、
 - 車両系建設機械(ドラグ・ショベル、解体用掴み機)、
 - 移動式クレーン（クレーンモード含む）、
 - 林業用機械（ハーヴェスター、トレンチャー）
- すべてが対象。重量やサイズ関係なし。



2. 作業計画には、荷やアームの接触範囲、周囲の状況を考慮すること。

- ① 3次元で考える。横だけでなく、縦の動きも忘れない。
- ② 運転手、周辺作業員、誘導員など全ての作業員の命を守る方法を考える。



10

労働災害防止で何をすべきか？

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

建設事業者向け 災害防止のチェック項目

建設業の労働災害を防止しましょう！

(点検実施日 年 月 日)

チェック項目 (できている場合にチェックしてください)	<input checked="" type="checkbox"/>
1 高さ2メートル以上の場所で作業を行う時に、幅40センチメートル以上の作業床、高さ85センチメートル以上の手すり、中さん等の設置、開口部への囲い及び墜落制止用具等を使用していますか？	<input type="checkbox"/>
2 はしごや脚立等を使用する時に、はしごの上部、下部の固定状況などの確認や転位防止、開き角度を75度以下にする等の措置を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
3 建設機械やクレーン等を使用する時に、周囲の作業員と接触させないために柵等による作業半径内の立入禁止や誘導員を配置する等の措置を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
4 建設機械で作業する時に、掘削箇所周辺の地質の状況、埋設物等の有無の調査を行い、その結果をもとにした安全な作業計画を作成し、作業者全員に周知していますか？	<input type="checkbox"/>
5 建設機械の運行経路について、路肩の崩壊の防止や、地盤の不動沈下を防止すること等の措置を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
6 建設機械の転倒又は転落のおそれのある場所で建設機械を使用する時に、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたものを使用していますか？また、運転者にシートベルトを使用するよう教育していますか？	<input type="checkbox"/>
7 明り掘削の作業において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがある時に、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等の危険を防止するための措置を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
8 クレーン機能付きの建設機械で荷のつり上げ作業を行う時に、小型移動式クレーン等の資格を持った有資格者に操作を行わせ、定格荷重を超えないようにクレーンモードにしていますか？	<input type="checkbox"/>
9 若年労働者への雇い入れ時等の安全衛生教育及び加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応した高齢労働者の安全衛生対策を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
10 暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策及び熱中症の重篤化を防止する対策（報告体制、手順作成、関係労働者への周知）を行っていますか？	<input type="checkbox"/>

- 墜落・転落防止対策の実施
- 安全衛生教育の実施
- 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- 工事契約における適切な安全衛生経費の確保
- 輻輳工事における適正な施工計画
- 工事エリア別協議組織の設置
- 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン
- 復興・復旧工事における災害防止対策

結局何をするの？

建設業における死亡の件数が高い災害

- 1位 墜落・転落
- 2位 崩壊・倒壊
- 3位 挟まれ・巻き込まれ
- 4位 交通災害
- 5位 飛来・落下

共通して言えることは

- 力学的エネルギー
- 被災者にコントロール不可能
- 身構えることができない

全産業で見たとき、死亡の件数が高い災害

- 1位 墜落・転落
- 2位 交通災害
- 3位 挟まれ・巻き込まれ
- 4位 激突され
- 5位 崩壊・倒壊



VS PHYSICAL



墜落対策のすゝめ



その1.
単なる「気を付けろ」はNG!



思考の放棄



その2.
高い所(2m)では作業床(足場、ブラケット、歩み板などの物理的に丈夫なもの)を設ける

人は浮けません



その3.
高くて床が狭いところではハーネスを掛ける、手すりなど上半身を支えるものを設ける

人は飛ばません

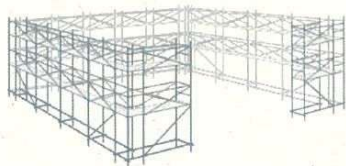


15

足場の墜落対策

足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日(一部規定は令和6年4月1日)から順次施行します。

改正のあらまし

- ① 一層足場の使用範囲が明確化されます
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
- ② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります
事業者及び注文者が足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。
- ③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

背景

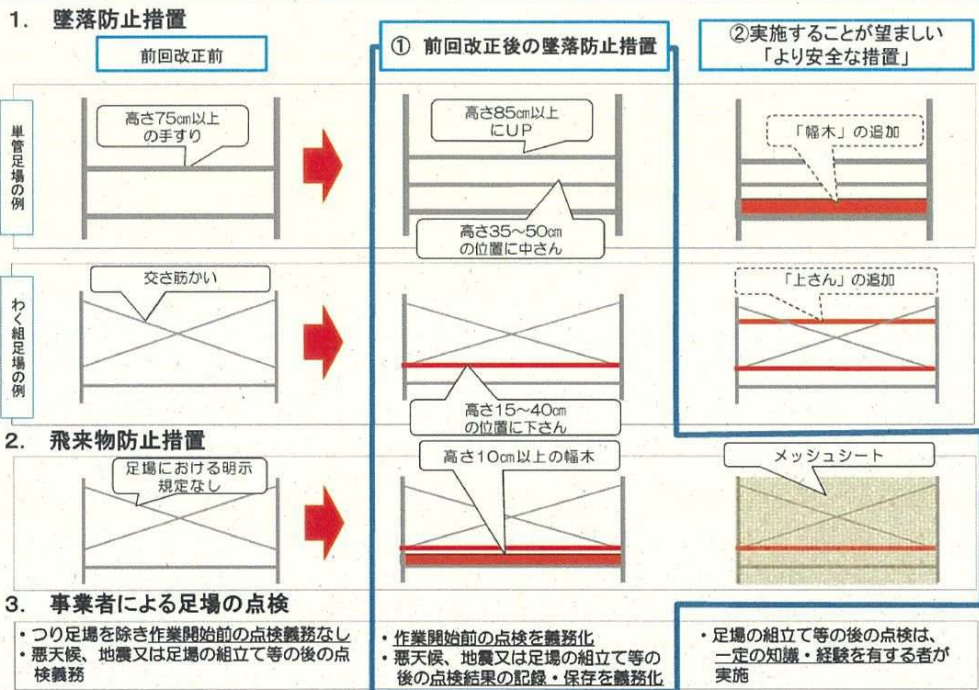
足場からの墜落災害がなかなか減らないため。

足場について法規制が強化

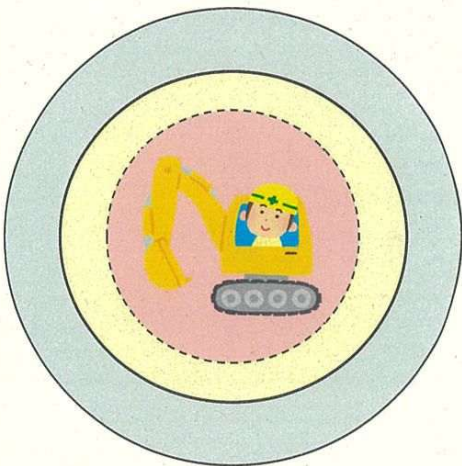
- ① 本足場使用の原則
- ② 足場点検者の指名
- ③ 足場点検の記録作成

16

(参考) 前回(平成21年6月)の足場からの墜落防止措置等の強化の概要



重機との接触災害防止



Where is safety zone?



図面に書き記そう

熱中症対策強化（法改正）について

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

熱中症について

熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、循環調節や体温調節などの体内の重要な調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称

主な症状として

めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等

熱中症による死傷者数

熱中症による死傷者数の業種別の状況（2020～2024年）

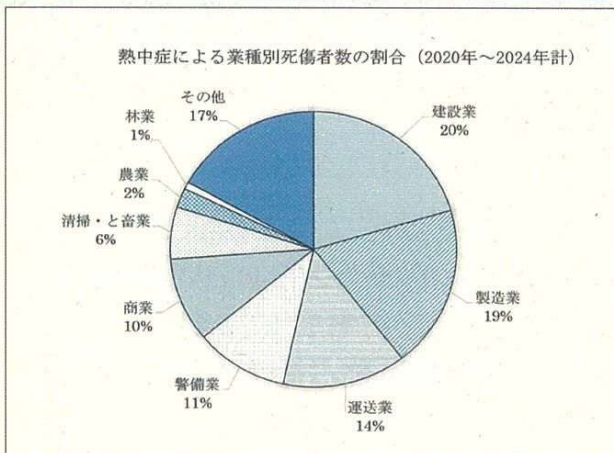
業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	計
2020年	215 (7)	199 (6)	137 (0)	82 (1)	78 (2)	61 (4)	14 (1)	7 (0)	166 (1)	959 (22)
2021年	130 (11)	87 (2)	61 (1)	68 (1)	63 (3)	31 (0)	14 (2)	7 (0)	100 (0)	561 (20)
2022年	179 (14)	145 (2)	129 (1)	91 (6)	82 (2)	58 (2)	21 (2)	6 (0)	116 (1)	827 (30)
2023年	209 (12)	231 (4)	146 (1)	114 (6)	125 (3)	61 (0)	27 (4)	9 (0)	184 (1)	1,106 (31)
2024年	228 (10)	235 (5)	186 (3)	142 (2)	116 (2)	76 (2)	32 (1)	10 (0)	232 (6)	1,257 (31)
計	961 (54)	897 (19)	659 (6)	497 (16)	464 (12)	287 (8)	108 (10)	39 (0)	798 (9)	4,710 (134)

※（）内の数値は死亡者数で内数である。

2024年において、死亡者数をみると、31人のうち建設業が10人と最も多く発生している

21

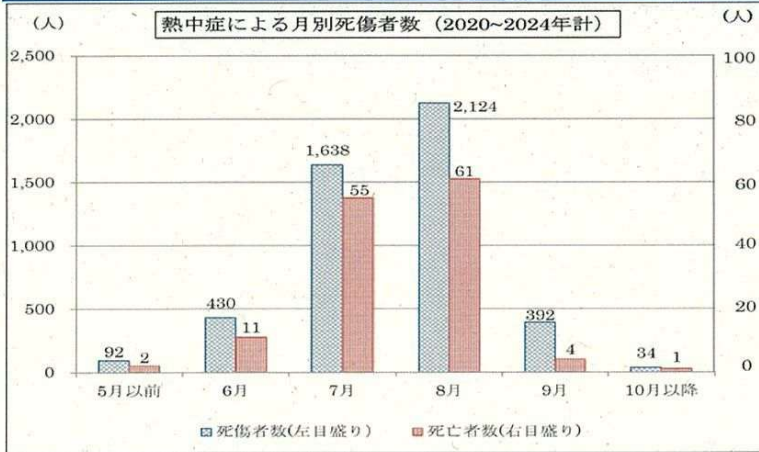
熱中症による死傷者数



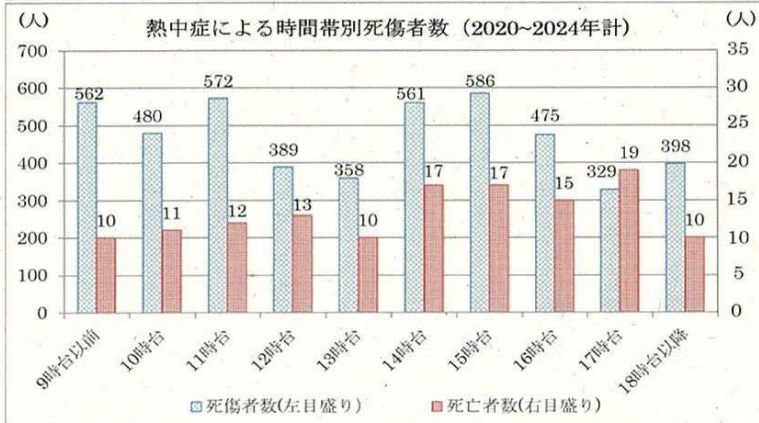
2020年以降の5年間に発生した熱中症の死傷者数について、業種別でみると、死傷者数、死亡者数ともに建設業、製造業の順で多く発生しており、年によって、製造業と建設業の順番は入れ替わることがあるが、いずれの年もこの2業種で死傷者数は約4割、死亡者数は約5割から6割程度を占めている。

22

熱中症による死傷者数

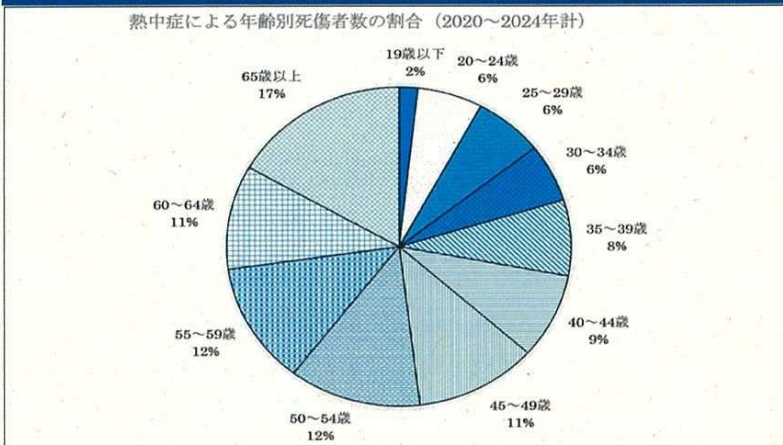


月別で見ると7月、8月に集中している。

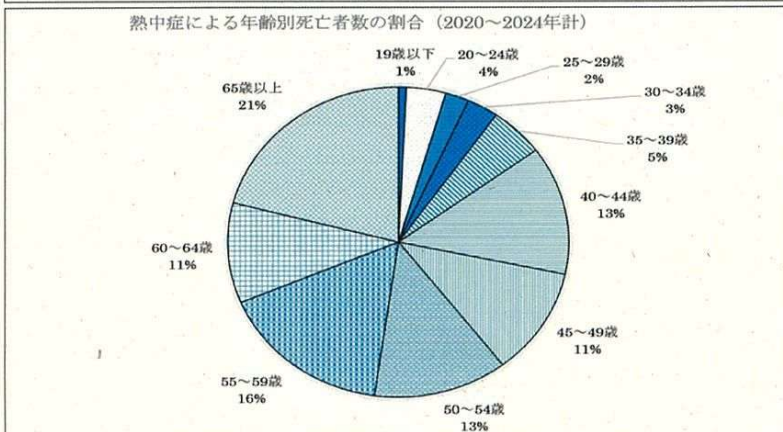


時間帯別で見るといずれの時間帯でも発生している。死亡災害についても同様にいずれの時間帯でも発生している。

熱中症による死傷者数



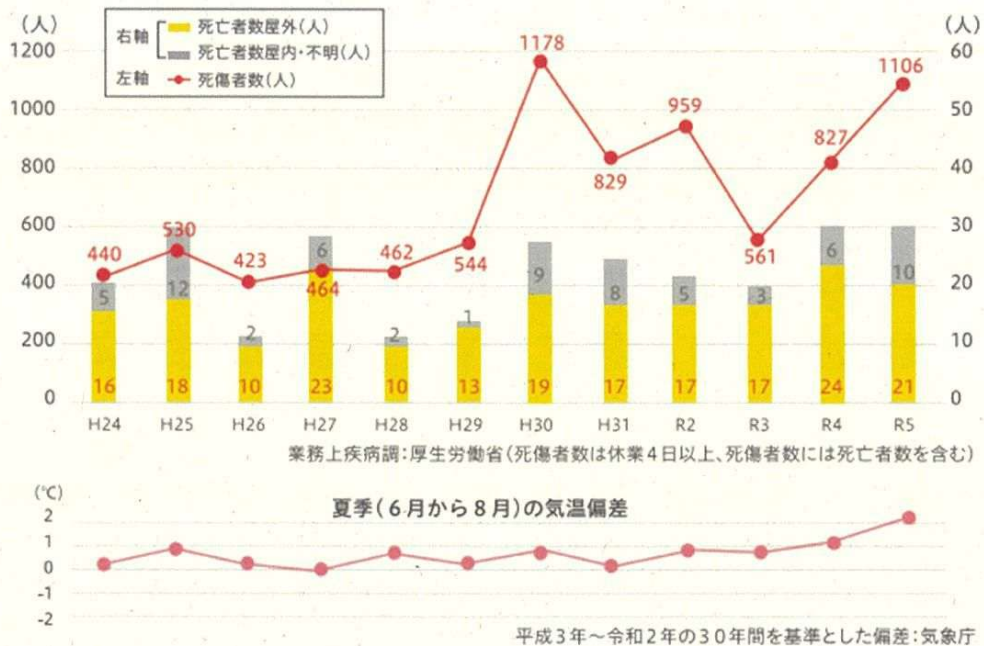
死傷者数については、50歳代以上で全体の約52%を占めている。また、死亡者数については、全体の約61%を占めている



一般に高齢者は、身体機能の低下等の影響により、加齢により熱中症を発症するリスクが高いことから、死亡災害に至る割合が高くなっていることが考えられる。

全国における熱中症の災害発生状況

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況(H24~)



25

熱中症による死亡災害の傾向

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5~6倍。
- ・死者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



26

事例①

時期：7月

業種：鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業

年齢：40歳代

気温：33.4℃ 暑さ指数：29.9℃

事案の概要

被災者は7時から工事現場で資材の片づけを行っていたところ、作業開始後30分程で倒れ、救急搬送されたが、死亡した。

事例②

時期：7月

業種：鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業

年齢：70歳代

気温：30.8℃ 暑さ指数：31.1℃

事案の概要

被災者は午前8時頃より病院の新築工事に従事していたが、11時20分頃体調不良となったため休憩を取得したものの、その後意識がなくなり救急搬送されたが、発症から2日後に死亡した。

熊本県全体の労働発生状況

厚生労働省
熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表
(局長 金成真一)
令和7年5月15日

【照会先】
熊本労働局労働基準部健康安全課
課長 吉川 祐基
健康安全主任 山本 新大
(電話) 096-355-3186

報道関係者 各位

令和6年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況(確定値) ～ 死者数は、過去10年間で最多 !! ～

このたび、熊本労働局(局長 金成 真一)では、熊本県内の「令和6年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況(確定値)」を取りまとめたので、公表します。

○「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」の概要<詳細は別添1参照>

熊本県内における職場での熱中症による死傷者(死亡・休業4日以上)は、**25人**(前年比11人・78.5%増)であり、**過去10年間で最多**となった。
なお、死者数は0人であった。

職場における熱中症による死傷者数の推移



- ・「業種別」にみると、『その他の事業』が9人と最も多いが、その中で『警備業』が7人となっており、次いで『製造業』で8人となっている。
- ・「月別」にみると、8月が12人と最も多く、次いで7月で9人となっている。
- ・「時間帯別」にみると、これまでの傾向とは異なり、9時台以前で4人、10時台から16時台までの間でまんべんなく発生しており、さらに18時台以降の夜間の時間帯でも3人となっている。
- ・「年齢別」にみると、50歳代が8人と最も多く、次いで60歳代の5人、20歳代から40歳代の各年齢層で4人となっている。

29

職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

- ◆ 身体作業強度とWBGT基準値を比べる



対策を講じても
なお基準値を超
えてしまう。

第2 熱中症予防対策

- ◆ 作業環境管理
- ◆ 作業管理
- ◆ 健康管理
- ◆ 労働衛生教育

30

職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。






WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、腕と胴体の作業など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでのとても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり掘ったりするなど 	25	20

それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

31

職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記); 手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け); 腕及び脚の作業(通常の状態で乗る物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。立位でドリル作業(小さい部品); フライス盤(小さい部品); コイル巻き; 小さい電機子巻き; 小さい力で駆動する機械; 2.5 km/h以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土]; 腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両); 腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫); 軽量の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする; 2.5 km/h~5.5 km/hでの平たんな場所での歩き; 鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業; 重量物の運搬; ショベル作業; ハンマー作業; のこぎり作業; 硬い木へのかな掛け又はのみ作業; 草刈り; 掘る; 5.5km/h~7km/hでの平たんな場所での歩き。重量物の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする; 鋳物を削る; コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動; おの(斧)を振るう; 激しくシャベルを使ったり掘ったりする; 階段を昇る; 平たんな場所では走る; 7km/h以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注1 日本産業規格 JIS Z 8504 (熱環境の人間工学-WBGT (湿球黒球温度) 指数に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境) 附属書 A 「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は類似若しくはそれ以上の極端な条件)にばく露された人」をいう。

32

職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

組合せ	コメント	WBGT値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層のSMS不織布製のつなぎ服	SMSはポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透過性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透過つなぎ服	実際の効果は環境温度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透過つなぎ服	実際の効果は環境温度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなしの不透過性のつなぎ服	-	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

(例) 測定したWBGT値が25°C、
織物の衣服を二重に着用した場合

WBGT値は25°C+3°C=28°C



シヨベル作業等の高代謝率の作業を行う場合、基準値(26°C)を超えてしまう。



作業場所、内容の変更。それでも超えてしまう場合は熱中症予防対策を実施

33

熱中症予防対策

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高湿多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高湿多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5) 作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高湿多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例



34

今回の労働安全衛生規則の改正について

熱中症による死亡災害



「初期症状の放置・対応の遅れ」



死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要

具体的には・・・

熱中症が生じた疑いのある者について、
早期の作業離脱や身体冷却、必要に応じ、医師の診察等を受けさせるための医療機関への搬送を迅速かつ的確に行うことが重要

35

今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい・・・



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで

作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場の実態に
即した
具体的な対応

36

今回の労働安全衛生規則の改正について

現場における対応

体制整備

手順作成

関係者への周知

事業者には義務付けられる

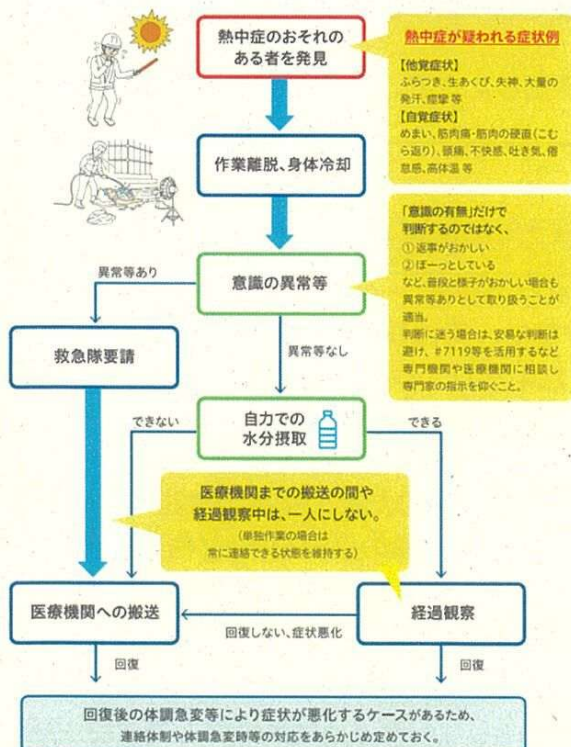
対象となるのは・・・

「WBGT値28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えての実施」が見込まれる作業

今回の労働安全衛生規則の改正について

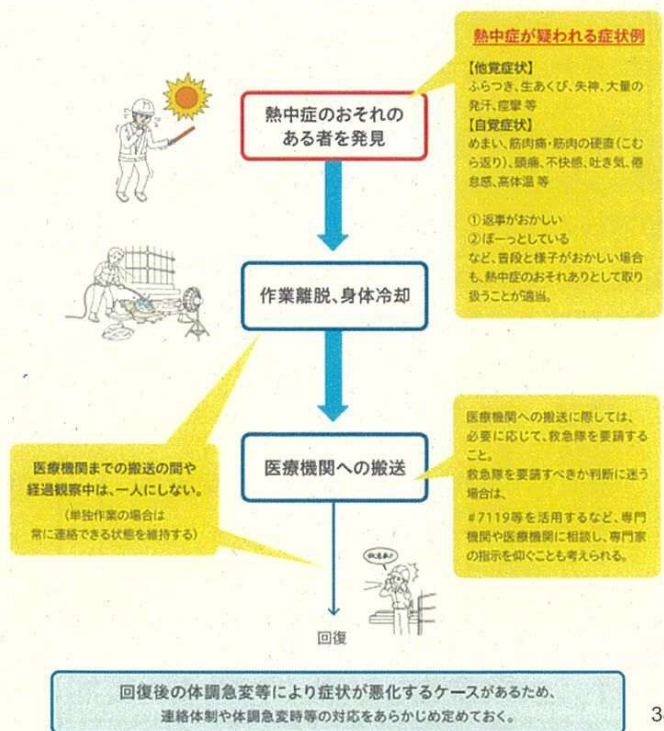
熱中症のおそれのある者に対する処置の例
フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



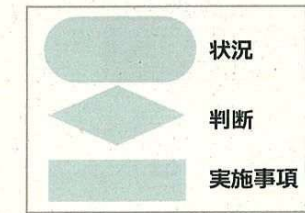
熱中症のおそれのある者に対する処置の例
フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

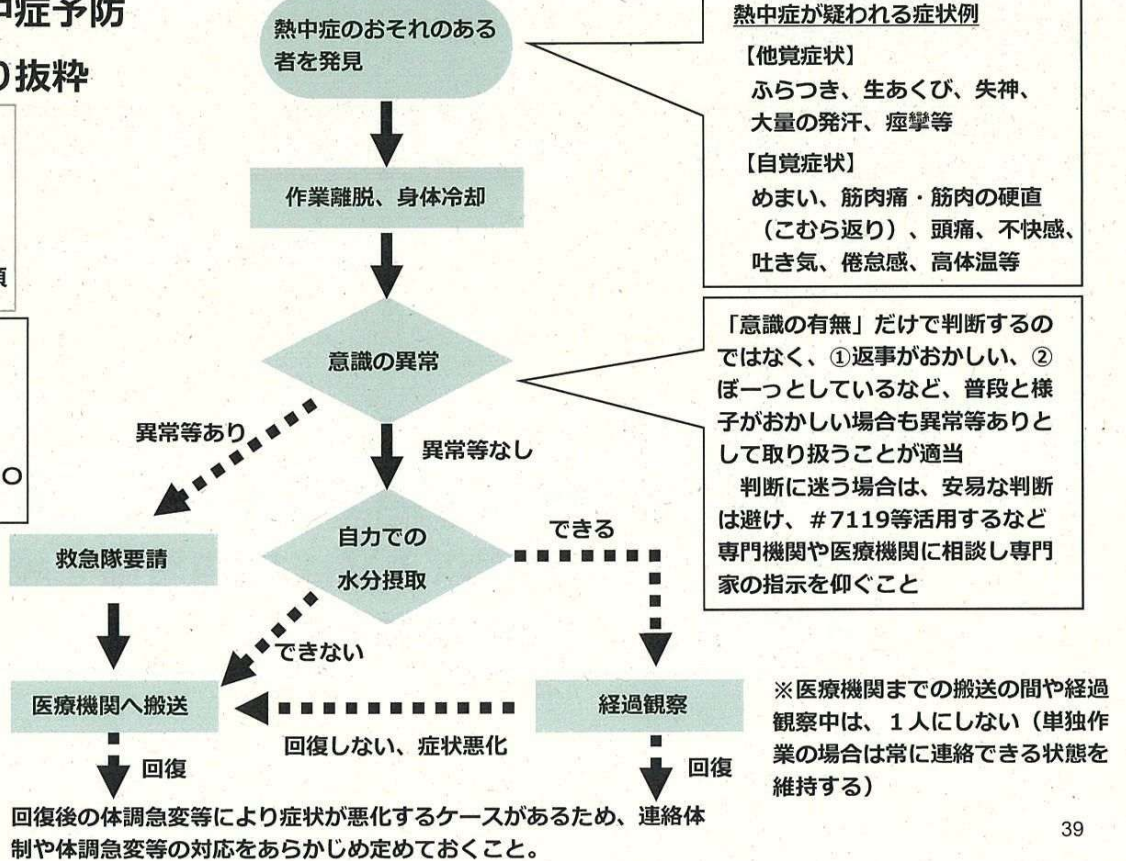


熱中症による健康障害発生時の対応計画（例）

職場における熱中症予防 基本対策要綱より抜粋



責任者 ○○○○
(電話 ○○-○○○○)
医療機関
○○病院
住所：○○市○○町○-○
電話：○○-○○○○



職場における熱中症防止のためのガイドライン

第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ること
事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施

第2 熱中症リスク評価

1 有害性の要因の特定

職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定

有害性として、

- ①高温・多湿な作業環境
- ②連続作業
- ③通気性や透湿性の低い衣服・保護具
- ④身体作業負荷の大きい作業

が挙げられる

2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

3 熱中症リスクの評価・検討

熱中症リスクの評価

- ・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る
- ・WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施

熱中症リスクの低減のための措置の検討

- ・作業場所のWBGT値の低減を検討(作業環境管理)
- ・事業場の実情を踏まえて作業管理
- ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討

職場における熱中症防止のためのガイドライン

第3 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要

- 各種管理者等の選任と役割
 - ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討
- 作業手順・作業計画の策定
- 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

2 作業環境管理

- WBGT値の低減
 - ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等
- 休憩場所の整備等
 - ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい

3 作業管理

- 作業時間の短縮等 作業の休止時間や休憩時間の確保
 - ・作業の休止時間や休憩時間の確保
- 暑熱順化
 - ・計画的に暑熱順化期間を設ける
- プレクーリング
 - ・作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制
- 水分及び塩分の摂取
 - ・水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取
- 服装による身体冷却
 - ・透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用
- 作業中の巡視
 - ・高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認
- 作業中の巡視

41

職場における熱中症防止のためのガイドライン

第3 熱中症リスクに応じた措置

4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
 - ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ

5 労働衛生教育

- 簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい
 - ・熱中症予防管理者労働衛生教育
 - ・職長等向け教育
 - ・作業従事者向け教育

6 異常時の措置

- 熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと

42

今回の労働安全衛生規則の改正について

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。作業時には充分に気をつけて、水分補給及び休憩をしっかりとお願いします。
体調不良者が発生した場合は、フロー圖に基づき対応いただき、〇〇さん(000-0000-0000)へ連絡するようにお願いします。それでは本日もよろしくお願いたします。



[メールやイントラネットでの通知]



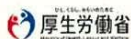
[会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示]



[朝礼やミーティングでの周知]

43

お知らせ



HOME | 職場でおこる熱中症 | 暑さ指数について | 報道発表資料 | 講習会 | 事例紹介 | e-learning | リンク集

動画で学ぶ職場における熱中症予防対策

Home > 動画で学ぶ職場における熱中症予防対策

理解度確認クイズ付き講習動画

職場における熱中症予防対策のe-learning動画で熱中症対策の理解を深めてください。ご覧になった後は、ぜひ知識確認のための理解度クイズに挑戦してください。

理解度クイズは何回でも挑戦できます。知識の確認と定着にお役立てください。

目次	第1章 「熱中症が発生するしくみと症状」
	第2章 「WBGT値の測定と職場の作業環境管理」
	(1) 「WBGT指数計について」
	(2) 「WBGT指数による熱中症リスクの管理」
	(3) 「職場の作業環境管理」
	第3章 「職場の作業管理」
	第4章 「健康管理と緊急時の措置」
	第5章 「熱中症の災害事例と予防対策の例」

理解度クイズの推奨環境・動作条件

パソコン

OS : Windows Windows8以降 / Mac: macOS10.12以降

ブラウザ : Windows Internet Explorer11以降、Edge、Firefox、Chrome最新版



動画で学ぶ

職場における熱中症の予防対策について専門講師が分かりやすく解説します！

専門講師が解説する講習動画

厚生労働省
熱中症関連情報

環境省
熱中症予防情報サイト

44

令和8年死傷災害発生状況

令和8年4月末現在

熊本労働基準監督署

令和8年5月11日

業種 号	令和8年			令和7年			対7年同期比較		令和4年		対4年同期比較					
	死傷者数	構成比(%)		死亡者数	死傷者数	構成比(%)		増減数	増減比	死傷者数	死亡者数	増減数	増減比			
		総計比	小計比			総計比	小計比									
1	食料品	15	5.7%	46.9%		19	7.3%	43.2%		-4	-21.1%	19		-4	-21.1%	
	木材・木製品	1	0.4%	3.1%		1	0.4%	2.3%				3		-2	-66.7%	
	化学工業					2	0.8%	4.5%		-2	-100.0%	1		-1	-100.0%	
	窯業土石	2	0.8%	6.3%		5	1.9%	11.4%		-3	-60.0%	3		-1	-33.3%	
	金属製品	6	2.3%	18.8%		5	1.9%	11.4%		1	20.0%	6				
	一般機械器具	2	0.8%	6.3%		1	0.4%	2.3%		1	100.0%			2	-	
	電気機械器具											1		-1	-100.0%	
	輸送機械					1	0.4%	2.3%		-1	-100.0%	1		-1	-100.0%	
	上記以外	6	2.3%	18.8%		10	3.8%	22.7%		-4	-40.0%	5		1	20.0%	
	製造業	32	12.3%	100.0%		44	16.9%	100.0%		-12	-27.3%	39		-7	-17.9%	
2	鉱業															
3	土木工事	6	2.3%	26.1%		7	2.7%	30.4%	1	-1	-14.3%	5		1	20.0%	
	建築工事	13	5.0%	56.5%		8	3.1%	34.8%		5	62.5%	21		-8	-38.1%	
	その他の建設	4	1.5%	17.4%		8	3.1%	34.8%		-4	-50.0%	3		1	33.3%	
	建設業	23	8.8%	100.0%		23	8.8%	100.0%	1			29		-6	-20.7%	
4	道路旅客	5	1.9%	12.2%		2	0.8%	6.3%		3	150.0%	6		-1	-16.7%	
	道路貨物運送	36	13.8%	87.8%		28	10.7%	87.5%		8	28.6%	18		18	100.0%	
	上記以外					2	0.8%	6.3%		-2	-100.0%	1		-1	-100.0%	
	運輸交通業	41	15.7%	100.0%		32	12.3%	100.0%		9	28.1%	25		16	64.0%	
5	陸上貨物															
	港湾運送															
	貨物取扱															
6	農業	6	2.3%	54.5%		4	1.5%	66.7%		2	50.0%	4		2	50.0%	
	林業	5	1.9%	45.5%		2	0.8%	33.3%	1	3	150.0%	4	1	1	25.0%	
	農林業	11	4.2%	100.0%		6	2.3%	100.0%	1	5	83.3%	8	1	3	37.5%	
7	畜産	1	0.4%	100.0%						1	-	1				
	水産															
	畜産・水産	1	0.4%	100.0%						1	-	1				
	1号～7号計	108	41.4%			105	40.2%			2	3	2.9%	102	1	6	5.9%
8	卸売	3	1.1%	8.1%		17	6.5%	35.4%		-14	-82.4%	2		1	50.0%	
	小売	32	12.3%	86.5%		29	11.1%	60.4%		3	10.3%	34	1	-2	-5.9%	
	上記以外	2	0.8%	5.4%		2	0.8%	4.2%				3		-1	-33.3%	
	商業	37	14.2%	100.0%		48	18.4%	100.0%		-11	-22.9%	39	1	-2	-5.1%	
9	金融	3	1.1%	75.0%		3	1.1%	100.0%				1		2	200.0%	
	広告・斡旋	1	0.4%	25.0%						1	-			1	-	
	金融広告業	4	1.5%	100.0%		3	1.1%	100.0%		1	33.3%	1		3	300.0%	
10	映画・演劇業															
11	通信業	1	0.4%			4	1.5%			-3	-75.0%			1	-	
12	教育研究業	2	0.8%							2	-	1		1	100.0%	
13	医療保健	22	8.4%	39.3%		26	10.0%	45.6%		-4	-15.4%	20		2	10.0%	
	社会福祉施設	33	12.6%	58.9%		31	11.9%	54.4%		2	6.5%	25		8	32.0%	
	その他の保健衛生	1	0.4%	1.8%						1	-			1	-	
	保健衛生業	56	21.5%	100.0%		57	21.8%	100.0%		-1	-1.8%	45		11	24.4%	
14	旅館	2	0.8%	11.1%		2	0.8%	10.5%						2	-	
	飲食店	14	5.4%	77.8%		13	5.0%	68.4%		1	7.7%	14				
	その他の接客	2	0.8%	11.1%		4	1.5%	21.1%		-2	-50.0%	7		-5	-71.4%	
	接客娯楽業	18	6.9%	100.0%		19	7.3%	100.0%		-1	-5.3%	21		-3	-14.3%	
15	清掃・と畜	15	5.7%		1	10	3.8%			5	50.0%	18		-3	-16.7%	
16	官公署					1	0.4%			-1	-100%					
17	派遣											1		-1	-100.0%	
	その他の事業	20	7.7%	100.0%		14	5.4%	100.0%		6	42.9%	14		6	42.9%	
	その他の事業	20	7.7%	100.0%		14	5.4%	100.0%		6	42.9%	15		5	33.3%	
	第三次産業計	153	58.6%		1	156	59.8%			-3	-1.9%	140	1	13	9.3%	
	総計	261	100.0%		1	261	100.0%					242	2	19	7.9%	
	コロナ除く	261			1	261						240	2	21	8.8%	

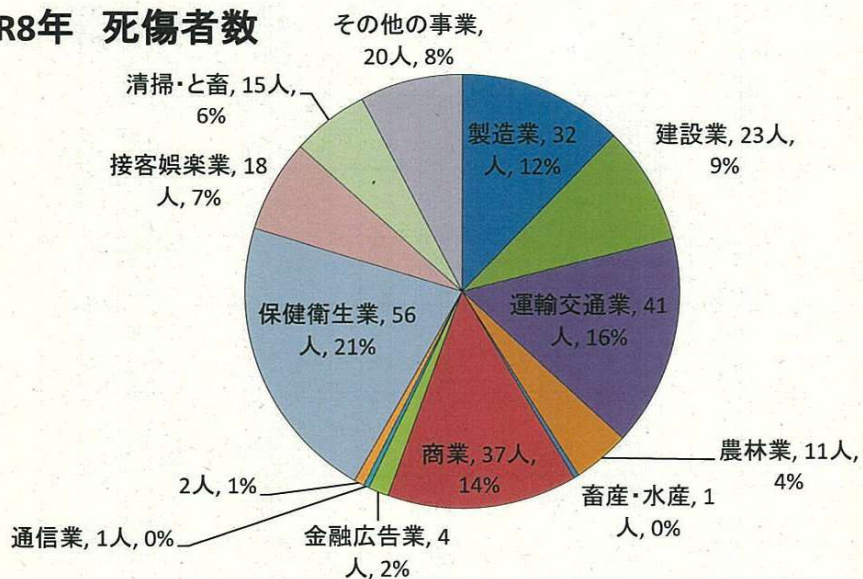
統計表の見方

※労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

※第三次産業は、上記表の8号から17号まで業種が対象。

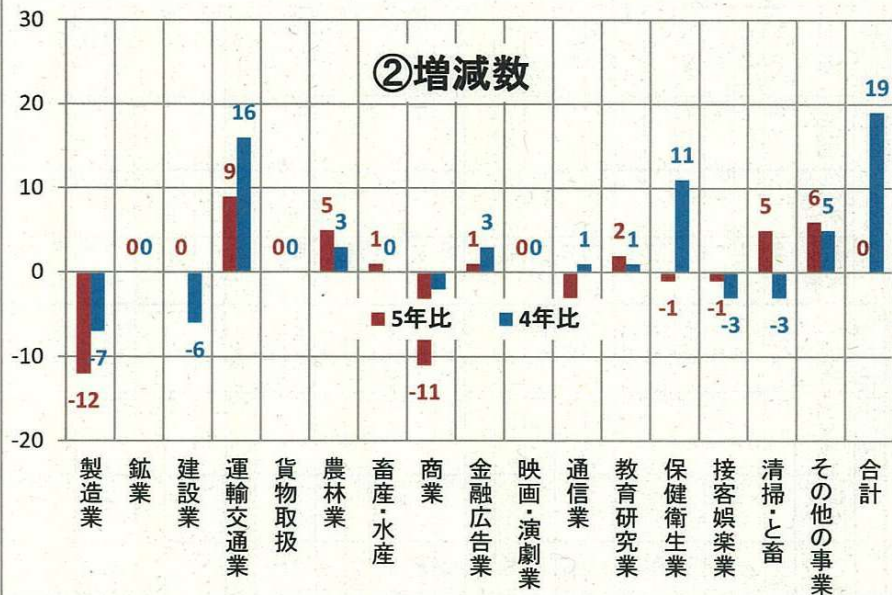
令和8年4月末現在

①R8年 死傷者数



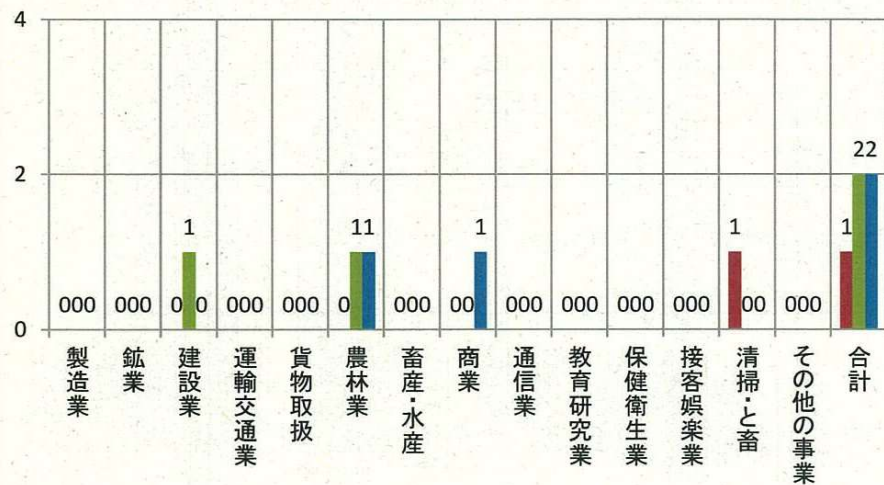
熊本署

②増減数

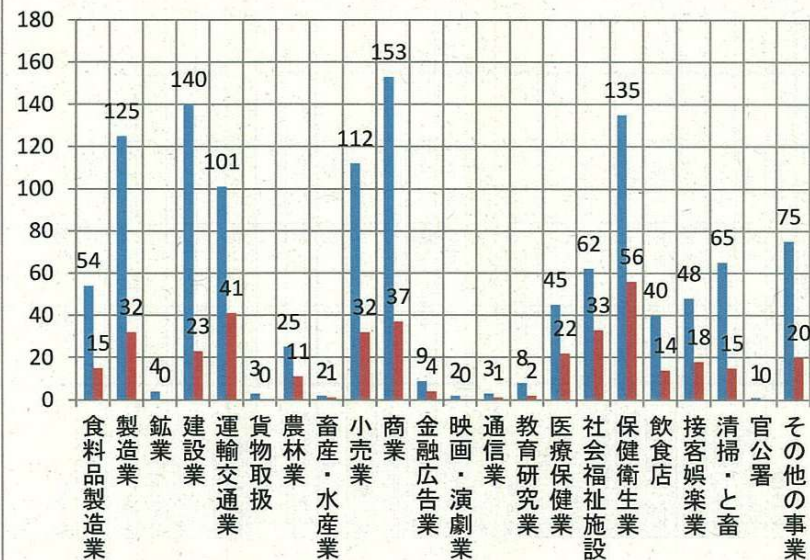


③死亡災害件数

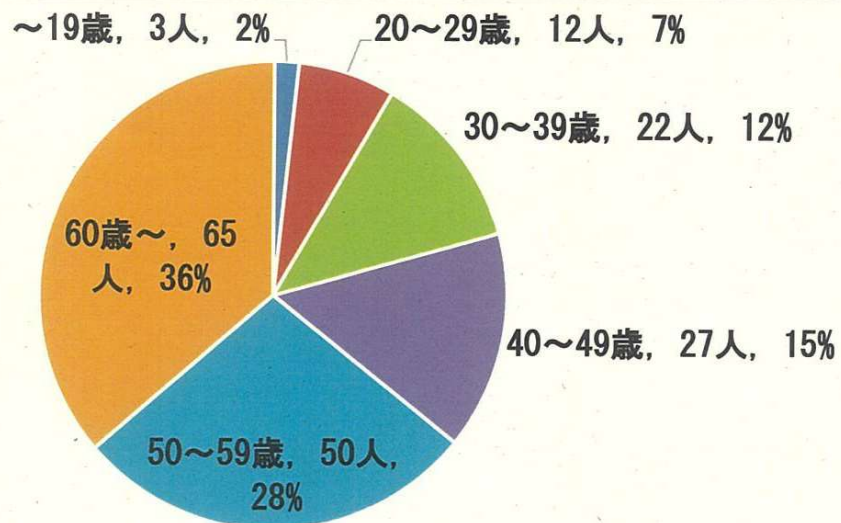
■ R8年 ■ R7年 ■ R4年



■ 目標値(仮) ■ R8年



④年齢別



⑤年齢別業種別

